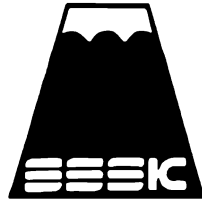


中小企業庁認定「官公需適格組合」
静岡県知事設立認可「県知事地第1-5号」

静岡県消防設備保守点検業協同組合 組合だより



第 55 号

発行：令和7年4月吉日
住所：静岡市駿河区南町5番3号
TEL：054-287-5091 FAX：054-287-5092
メールアドレス：syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HPアドレス：https://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



私たちは、法令遵守を行動指針とし、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて、**地域社会の安全・安心と地域産業の活性化に貢献**しています。

消防法に義務づけられている「消防用設備等点検報告」業務は、各種消防設備士や消防設備点検資格者だけが行える業務であり、近年、高度化している建物の各種消防用設備等を一括受注して適正点検に対応するには、「**多数の点検資格者を現場配置できる業務体制**」が必要不可欠です。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、消防法に基づき**各種資格者を多数雇用**し、現場毎に有資格者を配置でき、必須である各種試験器具等を用いて、**適正点検を実施している県内唯一無二の協同組合**です。

<組合員 61 社、常用従業員 658 人> ※令和6年4月末現在

(内訳:消防設備士・消防設備点検資格者等 479 人、電気工事士 206 人、防火設備検査員 77 人)

1 令和7年の新年挨拶まわり 令和7年1月8日(水)、9日(木)

令和7年1月8日(水)午前、西川理事長ほか組合役員は、新年の挨拶回りを浜松方面からスタートし、翌9日(木)は静岡方面に出掛け、関係の皆様へ日ごろのご支援、ご指導への御礼の挨拶に回りました。

挨拶先では、昨年発行した「組合活動30年史」と、組合だより54号(新年号)を持参して、官公需適格組合としてこの30年間の活動をご説明するとともに、今後も法令遵守による適正点検の徹底をお伝えしました。

訪問先の皆様から温かい励ましのお言葉を頂き、役員一同、改めて地域の安全・安心を支える責任の重さを感じ、心を新たにしたところであります。

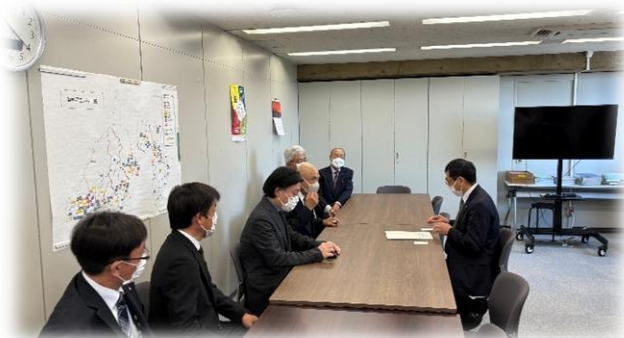
この場をお借りして、貴重なお時間を確保していただいた皆様に心より御礼を申し上げます。



【鈴木静岡県知事】



【静岡県危機管理部管理監他】



【静岡県教育委員会 教育部長】



【静岡県庁】



【静岡市消防局】



【静岡市消防局】



【浜松市消防局】



【浜松市消防局】



【浜松市役所】



【浜松市教育委員会】



【浜松市図書館】



【県立浜松商業高校】



【県立湖東高校】



【県立磐田農業高校】

2 令和6年度・後期「共同受注検査(現場確認)」の実施 令和7年1月17日から2月21日

「令和6年度共同受注検査(後期)」が令和7年1月17日(金)から始まり2月21日(金)に終了しました。検査にあたり、12月末から日程調整を行い、検査員及び幹事会社の担当者には度々調整して頂き、有難うございました。

この現場検査は、官公需共同受注規約第6条に基づき行うもので、契約金額が100万円以上の箇所を抽出し、基本的に検査員2名が1班となり、延べ8日間、15か所の点検現場に出向き行いました。

検査内容は、

- ①点検従事者の資格証の確認
- ②点検器具等の校正(定期的な機能点検)の確認
- ③点検作業・項目の現場確認 等です。

組合では、発注者に信頼されるよう適正な保守点検業務を確保するため、毎年、9月から10月に全物件の書類検査を行い、1月から3月に抽出による現場検査を実施しています。

このように、共同受注を実施している組合が、独自で検査制度を作り実践している取組は、全国でも例が無いと思います。

小田巻検査員長から、全ての検査結果を確認後、「概ね良好であった。引き続き、発注者に信頼されるよう法令遵守を徹底し、適正点検を実施されたい。」と総括しました。



【資格証の確認】



【点検器具の校正確認】



【点検作業の確認】



【消火器の点検済証の確認】



【救助袋の確認】



【消火栓の確認】

3 理事と青年部会員との意見交換会 令和7年2月18日(火)

2月18日(火)に理事と青年部会員との意見交換会を静岡市内で開催しました。

これは、平成28年度に青年部会が発足してから、毎年、理事と青年部会員と連携を図ること目的に開催しています。

理事長から「昨年7月に組合が設立して30周年の節目の年を向かえ、新たな10年に向けて歩み続け、今後も青年部会と一緒にあって、組合活動を進めて行く。」と挨拶しました。

意見交換の中で、今後の組合運営や官公需適格組合としての取組強化の話題などで大いに盛り上がり、会員同士の連携を図ることが出来ました。



4 静岡県消防学校へ講師派遣(9年連続) 令和7年2月26日(水)

2月26日(水)に、毎年実施している県消防学校の消防職員専科教育:予防査察・危険物科(第9期)の講義に組合から講師を派遣しました。

当日は、組合員である静岡富士消防機商会の皆さんが担当し、救助袋(垂直式)と緩降式(スローダン)を、約2時間の説明と実習を行いました。

ほとんどの訓練生は、これまでこれらの器具を使用したことが無かったので、訓練生から「実体験ができ、今後、指導する場合に非常に良い経験になった。」「どのようにすれば安心して避難することができるか、身をもって説明できるようになった。」などの感想を頂きました。

組合では、9年連続して県消防学校の講師を務めています。関係の皆様にご心よりお礼申し上げます。



【救助袋(垂直式)説明】



【緩降式(スローダン)】

5 常用従業員・有資格者調べにご協力を(今年度から提出書類の一部が変更)

令和7年3月14日付けに組合員の皆様に依頼しました、令和7年4月末日現在の常用従業員数、消防設備士や防火設備検査員等の有資格者数を4月14日(月)までに事務局へ提出をお願いします。

これは、共同受注規約第7条第1項に基づき、官公庁に提出する競争入札参加資格審査提出時の必要書類となります。

今年度から健康保険証からマイナ保険証へ変更になったことから、一部、提出書類の変更点があります。

<変更点>

○法人組合員

これまで:健康保険証(写し)

変更:健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(日本年金機構発行)(写し)
(unnecessary parts, standard remuneration amount part is blacked out)

○個人組合員等:国民健康保険加入者は、これまでどおり組合加入承認書を提出

※なお、免状はカラーで鮮明なデータの提出をお願いします。

◆◇◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◇◆

～共同親権について（２）～



今回は、共同親権の改正民法 819 条 7 項の解釈や運用等についてお話していきます。

改正民法 819 条 7 項の規定は、

「裁判所は、第二項又は前二項の裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

顧問弁護士 吉川 友朗
森下公園前法律事務所
静岡市駿河区稲川 2-6-5
電話 054-204-3521
FAX 054-204-3522

一 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(次項において「暴力等」という。)を受けるおそれの有無、第一項、第三項又は第四項の協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。」

というものです。

まず、改正民法 819 条 7 項 1 号の「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、一方の親が虐待をしている又はその恐れがある場合、当該加害親を親権者とする、当然子どもの利益を害することになるため、他方親のみを親権者とするという場合が典型的なケースです。もちろん、暴力は身体に対するものに限られるわけではありませんので、子どもを精神的に追い詰めたり、子どもを自分の意のままにコントロールしようとする場合には、この条項に該当する可能性があります。

次に、改正民法 819 条 7 項 2 号の「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(次項において「暴力等」という。)を受けるおそれ」とは、一方の親がもう一方の親に対して、いわゆる DV 行為を行った場合を想定しています。ここでいう DV には、当然、言葉による DV や経済的な DV も含まれます。

以上に記載したもの以外で、改正民法 819 条 7 項に該当するケースはあるのか否かについては、共同親権制度の運用が開始されていないため、断定的なことは言えません。

この点については、実際に運用が始まり、事例の蓄積を待つほかありません。

しかし、一つだけ言えることは、共同親権とするか否かは、親の視点からではなく、子どもの福祉に合うかどうかという視点から考えることとなりますので、子どもの福祉にマイナスとなるような親は、親権者にはなれません。 以上

<お知らせ>

顧問弁護士の吉川先生の勤め先が変更になりました。

(旧) 静岡市法律事務所 ふたば鷹匠事務所 静岡市葵区鷹匠 1-4-1 佐野ビル3階

(新) 森下公園前法律事務所 静岡市駿河区稲川 2-6-5

6 通常総会のお知らせ（予告）

- 第31回通常総会
日時:令和7年(2025年)5月20日(火) 16時30分開会
会場:グランディエール・ブケトーカイ(静岡市葵区)
- 同組合関係者懇親会
日時:令和7年(2025年)5月20日(火) 17時30分開会 同会場
- 第10回青年部会通常総会
日時:令和7年(2025年)5月20日(火) 16時00分開会 同会場

<組合員名簿>

会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株)本社 沼津支店	飯塚史洋 鈴木広昭	富士市川成島 沼津市沼北町	0545-63-2178 055-923-3363
鈴与技研(株)東部支店	高田靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481
ニッセー防災(株)	土谷直人	裾野市佐野	055-992-5213
(株)アオイテレテック	佐野靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256
(株)SG防災テクノサービス	杉村友也	藤枝市田沼	054-637-1260
(株)共同設備	遠藤英人	静岡市葵区	054-265-9255
近藤設備	近藤晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690
消防機材山治(株)	福井隆幸	静岡市葵区	054-248-0119
鈴与技研(株)本社	杉山和幸	静岡市駿河区	054-281-3311
関防災設備	関貴之進	静岡市清水区	054-351-1557
(株)セキュア	石神利明	島田市金谷	0547-47-3100
セルコ(株)静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210
セルコ産業(株)	西川和宏	静岡市駿河区	054-260-6009
太平エフ・イー・システム(株)	平野和真	静岡市駿河区	054-257-6855
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466
日興電気通信(株)静岡営業所	奥田敏光	静岡市駿河区	054-266-6762
(株)日本防災システム	大島至了	島田市中河町	0547-35-2001
花村消防設備	花村英樹	静岡市葵区	054-277-3194
(株)ピーティーエス	坪井政春	静岡市清水区	054-388-9989
(株)富士消防機商会	荒瀬敏弘	静岡市清水区	054-366-7034
(株)プラスチック	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093
宮崎設備	宮崎誠二	静岡市葵区	090-6616-4448
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211
明幸電業	鈴木秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878
E.BOSAI	太田悦由	浜松市浜名区	090-1563-5019
(株)石垣防災	石垣益年	浜松市浜名区	053-587-5699
(株)エイト・エス・イー・エム	町田和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407
(株)遠州消防設備	神谷知宏	磐田市天竜	0538-34-6574
太田防災	太田清広	浜松市天竜区	053-925-2814
木下電気(株)	木下哲志	浜松市浜名区	053-582-3930
北沢防災設備(株)	北澤浩之	浜松市浜名区	053-586-4100
(株)北島電設	北島 実	浜松市中央区	053-433-5303
(株)久嶋防災	久嶋宏之	浜松市中央区	080-2662-3019

<賛助会員名簿>

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株)静岡営業所	中矢直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株)静岡支社	遠藤英人	静岡市葵区	054-340-0013
パナニック(株)エレクトロニクス社静岡(株)	竹内宗蔵	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株)静岡支社	丸山清太郎	静岡市駿河区	054-202-3811

会社名	代表者	住所	電話
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中央区	053-474-3837
三興電機(株)	村串守啓	浜松市中央区	053-436-5111
(株)高防炎メンテナンス	季高典裕	浜松市中央区	053-435-4308
鈴木消防設備	鈴木政則	浜松市中央区	090-5118-8048
(株)鈴木防災	鈴木啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
鈴木防災	鈴木芳武	浜松市中央区	053-465-6334
鈴与技研(株)西部営業所	川村孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
西遠消防機具(株)	松井清海	浜松市浜名区	053-586-4456
セルコ(株)本社	西川和宏	浜松市中央区	053-463-1341
掛川営業所	高島俊太郎	掛川市菌ヶ谷	0537-22-0119
磐田営業所	鈴木睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
湖西営業所	古橋佳彦	湖西市吉美	053-575-3119
相互電池産業(株)浜松事務所	石原忠勝	浜松市中央区	053-424-7552
(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中央区	053-523-7500
(株)タナカ総合	田中誠次	浜松市中央区	053-543-9723
中部防災工業(株)	松坂直和	浜松市中央区	053-438-3081
TF サービス	古橋有一朗	浜松市中央区	090-7617-8408
電通システム(株)	木下敏彦	浜松市中央区	053-441-3911
東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中央区	053-463-5601
東海防災(株)	大村 誉	浜松市中央区	053-474-2627
(株)豊田消防設備	金原克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
日興電気通信(株)本社	堀部成信	浜松市中央区	053-439-1125
ニッコウプロセス(株)	加藤裕介	浜松市中央区	053-439-1122
(株)日本防火研究所	市川智也	浜松市中央区	053-461-1373
(株)袴田防災設備	竹内宏行	浜松市浜名区	053-587-1373
浜松総合防災設備(株)	伊藤直人	浜松市中央区	053-465-4664
(株)富士電機浜松	小池浩司	浜松市中央区	053-464-1183
(同)藤屋設備	近藤奈央	浜松市浜名区	053-542-0084
防災設備社(株)	金野 均	浜松市中央区	053-423-0119
(株)北部防災工業	鈴木康之	磐田市大久保	0538-38-1742
宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
みゆき防災	野末 悠	浜松市中央区	090-5454-2003
ムラツ	村松哲也	浜松市中央区	053-437-6711
ライト・アーマー	中村文彦	浜松市中央区	080-5130-1996

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	森下公園前法律事務所
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
監事	佐野靖浩	株式会社アオイテレテック
事務局長	伊藤 晃	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	